

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生の情報は、秩父市が策定した秩父市地域防災計画（令和元年度修正）やハザードマップを元に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

(地震災害)

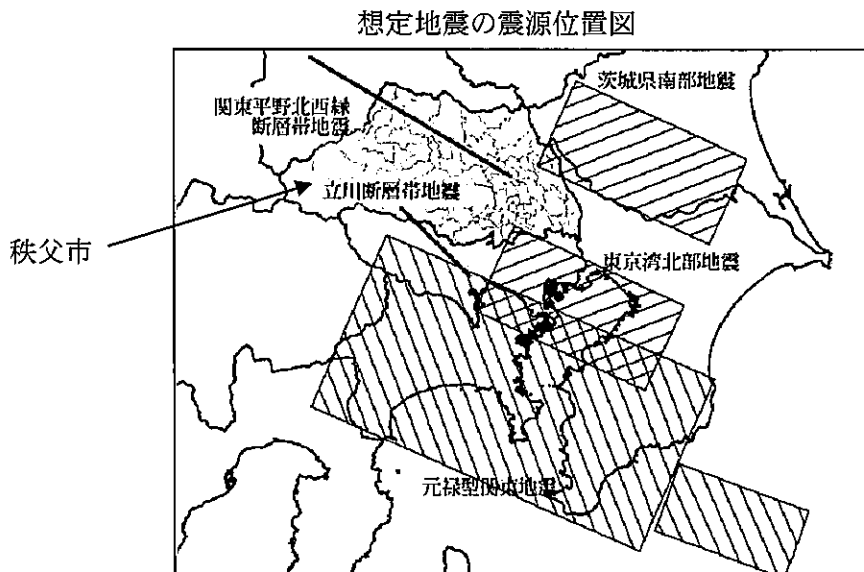
県が想定した5つの地震による市の被害想定結果は、次のとおりである。

5つの地震のなかで、「東京湾北部地震」、「茨城県南部地震」及び「元禄型関東地震」では、帰宅困難者が発生するものの、それ以外の項目では被害の発生はないと予測されている。

「立川断層帯地震」では、火災被害、停電、下水道被害及び帰宅困難者が発生するものの、建物被害、死傷者や避難者の発生はないと予測されている。

市において、最も被害の発生が予測されるのは、「関東平野北西縁断層帯」地震で、人的被害が死者1人、負傷者20人、建物被害が全壊13棟、半壊141棟、避難者数は最大で179人、ライフライン被害は、停電人口555人、断水人口686人、下水道の機能支障人口が5,619人と予測されている。

荒川日野地区の一部などで震度5強の可能性があるほか、震度5弱が広範な区域で想定されている。また、山あいの集落には建築年代不明の老朽した空き家が分布しており、倒壊や火災のおそれがある。地域の住宅密度が低く、延焼大規模火災の可能性は少ないと考えられるが、山火事に対する注意が必要である。



出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月 埼玉県)

(土砂災害)

市内には土砂災害危険箇所(法的な位置づけはない。)が多数存在しており、このうち、「土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)」(平成13年4月1日施行)に基づき土砂災害警戒区域等が指定されている。

「土砂災害防止法」は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域につい

での危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進を目的として定められている。

市は、土砂災害防止法で指定された土砂災害警戒区域に対して、土砂災害に関する情報の伝達を定め、土砂災害ハザードマップを作成する等、警戒避難体制の整備を行っている。

なお、この区域のうち、特定の開発行為に対する制限、建築物の構造規制等を行う区域として土砂災害特別警戒区域が指定されている。

地域の東部にあたる荒川上田野地区は比較的平地が広がっているが、その他の地区は荒川と山に挟まれ、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が広く分布している。

市における土砂災害（特別）警戒区域の指定状況は、次表のとおりである。

■土砂災害（特別）警戒区域の指定状況（秩父市関連） [平成27年10月2日現在]

	土石流	急傾斜地	地滑り	計
土砂災害（特別警戒区域）	168（116）	488（220）	2（0）	658（336）

注）（）内の数字は、土砂災害特別警戒区域の指定数で土砂災害警戒区域の内数

（雪害）

2014年（平成26年）2月14～15日にかけて、急速に発達した低気圧の影響により、市では、観測史上最大となる98cmの積雪を記録した。この大雪に伴う被害の概要は、次のとおりである。

■平成26年の秩父市における大雪被害 資料）秩父市資料

項目	被害の概要		
建物被害	住家被害	全壊 1件	非住家被害 全壊 546件
		半壊 1件	半壊 215件
		一部損壊 838件	一部損壊 385件
罹災証明・被災証明 発行件数	罹災証明	1412件	
	被災証明	212件	
農業被害	被害額	4億682万円	
除雪費用（市道）	1億1448万円		
災害お見舞金	189人	576万円	

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（2）商工業者の状況

- ・商工業者数 182
- ・小規模事業者数 156

【商工業者の業種別内訳】

商工業者等 合計	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店 宿泊業	サービス業	その他
182	25	26	6	27	41	48	9

出典：総務省・経済産業省「2018年経済センサス」

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者に対するBCP計画策定の普及啓発
- ・災害共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進

※「秩父市地域防災計画」では、災害時に商工会議所等商工業関係団体の「業務の大綱」として、以下のことを定めている。

- ・市が行う商工業者関係被害、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること。
- ・災害時における物価安定についての協力に関すること。
- ・救援物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。

II 課題

現状では、秩父市と商工会の緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、損害保険・災害共済に対する助言を行える職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して感染予防のルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発生時における連絡を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・荒川商工会と秩父市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知（当会）

- ・経営巡回指導の時に、秩父市ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会のホームページ、定期的な配布物等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政等の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和4年3月末までに作成する。

3) 関係団体等との連携（当会）

- ・損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・事業者BCPの実行や公的支援制度の円滑な活用に向けた事業環境の整備等を図るため、専門家派遣による継続的な支援を実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード8の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

## 〈2. 発災後の対策〉

自然災害等の発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発生後、2時間以内に職員の安否確認を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否とともに、確認できる範囲での家屋被害や道路状況等を確認、把握する。)
- ・役職員間については、埼玉県商工会連合会が導入をしている「LINE WORKS (企業向けビジネスチャット)」を活用し、安否確認及び被害状況(家屋被害や道路状況など)を把握し、当会と当市で情報を共有する。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。  
職員の居住地により災害発生時において、1～2名は出勤できるものと想定する。
- ・おおまかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

#### 【職員居住一覧】

	秩父市荒川地区	秩父市	小鹿野町
4名	1名	2名	1名
通勤距離(概算)	5km	7km	15km
通勤手段	車	車	車
所要時間	10分	15分	25分

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害を生じているものとする。

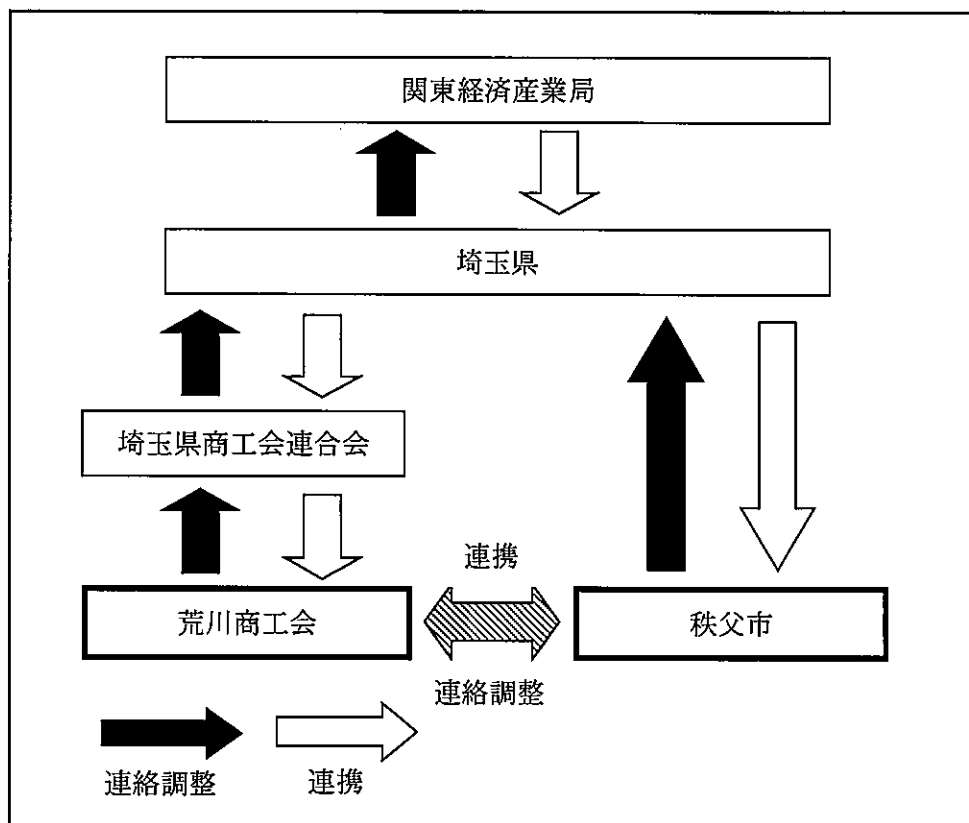
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

〈3. 発災後における指示命令系統・連絡体制〉

- ・ 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動方法について取り決めを行う。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（被害総額、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を埼玉県が指定する方法により埼玉県に報告する。

【連絡体制】



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・ 相談窓口の開設方法について、秩父市と協議する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・ 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県や埼玉県商工会連合会と協議する。
- ・ 災害からの復旧を図るため、資金調達等の経営相談について法定経営指導員等が対応する。
- ・ 救援物資や復興工事等の要請、物価安定への協力については、該当する事業所情報を提供し速やかに地域内の復旧に対応する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

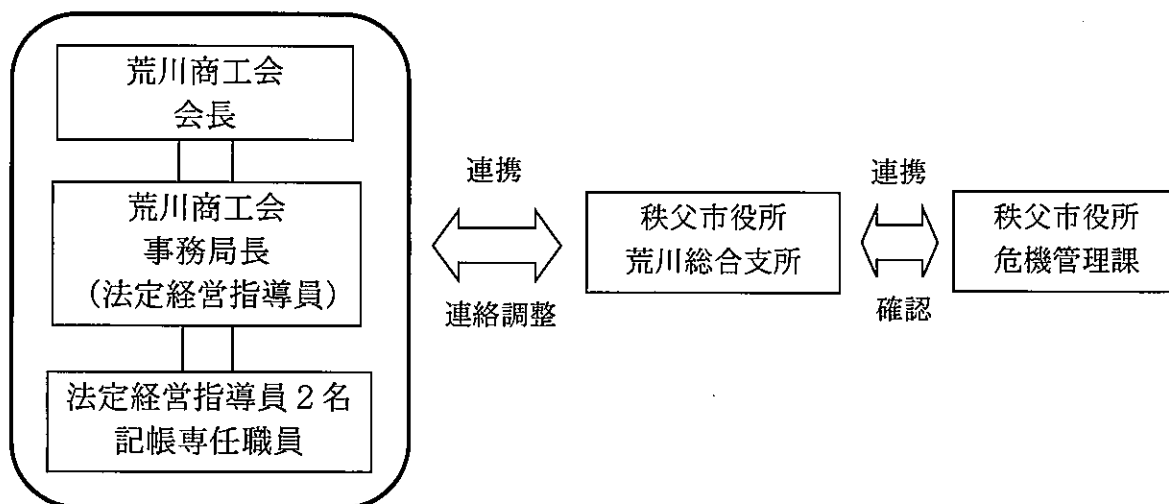
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年2月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

事務局長 新井 正敏

経営指導員 引間 奈美

補助員 金子 園江

(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

荒川商工会

〒369-1802 埼玉県秩父市荒川上田野1427-1

TEL: 0494-54-1059 / FAX: 0494-53-1016

E-mail: info@sobanosato.or.jp

②関係市町村

秩父市役所 荒川総合支所

〒369-1894 埼玉県秩父市荒川上田野1734-6

TEL: 0494-54-2114 / FAX: 0494-54-2976

E-mail: ar-chiiki@city.chichibu.lg.jp



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
専門家派遣費	50	50	50	50	50
チラシ作成費	20	20	20	20	20
通信運搬費	20	20	20	20	20
消耗品費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、秩父市補助金、埼玉県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
I. 埼玉県商工会連合会 会長 三村喜宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5号 ソニックシティビル7階
II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長代行 三村喜宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5号 ソニックシティビル7階
連携して実施する事業の内容
I. 埼玉県商工会連合会 ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 商工会自身の事業継続計画の作成 ③ B C P策定に向けての普及啓発セミナーの開催
II. 埼玉県火災共済協同組合 ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知
連携して事業を実施する者の役割
I. 埼玉県商工会連合会 ① パンフレット等の広報物提供 ② 専門家派遣 ③ 費用の助成
II. 埼玉県火災共済協同組合 ① パンフレット等の広報物提供
連携体制図等